平成２２年（フ）第１３４号
千葉県木更津市港南台５丁目８番地２　ユーミー港南台壱番館102号室
債務者　松岡　義文
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２４１２号
愛知県清須市清洲1533番地　新日テツハイムⅡ101
債務者　依田　俊秀
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１３号
愛知県清須市清洲1533番地　新日テツハイムⅡ101
債務者　依田安住子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６０号
名古屋市北区光音寺町１丁目85番地　ＣＡＳＡ　Ｆ・Ｒ201号
債務者　小池　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１１号
愛知県豊田市桝塚西町郷前16番地１　アビタシオン郷前101号
債務者　山田　利一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
愛知県豊田市水源町３丁目１番地78　市営Ａ２―102号
債務者　赤池　美喜
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
愛知県豊田市本新町４丁目74番地５
債務者　福田　博美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
埼玉県越谷市新川町２丁目236番地７、前住所埼玉県春日部市南中曽根679番地11
債務者　齋藤　　実
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
埼玉県草加市栄町３丁目１番11―203号
債務者　長谷川匡代
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
埼玉県春日部市備後東１丁目９番６号
債務者　前川　純子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
埼玉県飯能市大字岩沢953番地の１
債務者　岡野理江子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６８０号
埼玉県飯能市大字下赤江486番地４
債務者　佐藤　里奈
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６８１号
埼玉県日高市大字女影884番地１
債務者　町田　友喜
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６８２号
埼玉県川越市大字笠幡2069番地67
債務者　新垣　和代
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６８９号
埼玉県所沢市泉町904番地の１　２―305
債務者　山口　文代（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６９６号
埼玉県坂戸市西坂戸１丁目９番５号
債務者　大塚　孝一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６９８号
埼玉県川越市今成１丁目21番地24
債務者　木城　修一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部